

(答申第38号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った医療保護入院者の入院届に係る個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

異議申立人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成27年6月26日付けで、異議申立人自身の「医療保護入院者の入院届」に係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、異議申立人に係る「医療保護入院者の入院届」を対象公文書として特定した上で、陳述者の氏名、続柄及び陳述内容、病院管理者の印影、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診断内容などの情報が、条例第14条第2号、第4号又は第6号に該当するとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年7月3日付け精セ第48号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年9月24日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成27年11月18日付け保医第1380号で、本件異議申立てに対する決定について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性について

ア 「生活歴及び現病歴」欄

生活歴及び現病歴の開示が無く、保護者である〇〇の供述内容が不明である。

〇〇は母屋で暮らし、私は離れで暮らしていたため、〇〇には私の生活歴はわからないはずである。会話も私が必要な事を聞いても〇〇は詐術か

黙秘である。〇〇からは、私の事は何も聞かれていないことから、〇〇の供述内容が事実か不明である。

そのため、医療保護入院の妥当性が不明のまま私は入院させられたものである。

イ 指定医の署名及び印影

管理者名が〇〇〇〇となっているが、家庭審判（平成24年（家）第947号）での診断名を記載した医師の名は〇〇医師である。私が入院した当時はまだ指定医ではなく、この事が黒塗りや診療情報開示拒否の理由であると考えられる。

精神科医師として、入院歴受診歴のない私を医療保護入院させ、私の精神的苦痛に加担している。「病名」欄のうち、「1. 主たる精神障害」、「2. 従たる精神障害」、「3. 身体合併症」及び「ICDカテゴリー」の黒塗りつぶしは、入院を必要と認めた指定医の署名欄が〇〇医師であるためではないか。

〇〇医師でないとしても、〇〇〇〇〇で〇〇〇〇を有している私への罰的な入院をさせた事について、診断・判断の妥当性に欠けたため、黒塗りつぶしをしたものと疑われる。

(2) 条例第14条第6号該当性について

ア 「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」及び「現在の状態像」の各欄

医療保護入院の妥当性や精神的苦痛の改善となる情報が十分に得られない。

知る権利を奪われており、〇〇医師、〇〇医師の診断治療の妥当性の隠蔽や家族の供述の計画的犯行に加担を疑うものである。

イ 「問題行動等」欄

家族からの説明が無く、詐術や音信不通である。

いい加減堪忍袋の緒が切れた状態であり、その状況を作り出したのは〇〇や〇〇〇〇である。

(3) その他の主張について

医療保護入院において、私自身なぜ入院させられたのか。外部からの強制力が先行し、何一つ妥当性や事由さえも不明のままである。診療録保管期間の5年も過ぎてしまう。

また、病院に診療録の開示を求めたが、「第三者の不利益を生じる」との理由で開示されなかった。

今後も医療保護入院と言う事実は消されず、そのまま精神病患者として人権の迫害を社会や身内から受け続け、また、〇〇の医療過誤の立証も困難となる。

この医療保護入院で私の人生の価値全てが侵され、しかも何が悪かったのかわからない。私の周りの外部だけが、書類だけの判断材料で、右に倣えという、精神医療審査会や精神保健医療監査や社会の在り方に疑惑である。集

団犯罪であり、国家犯罪である。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件異議申立てを容認しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性について

ア 「生活歴及び現病歴」欄

医療保護入院は、本人に病気の認識や自覚症状がない場合、仮に認識があっても入院治療の必要性までは感じない場合など本人の意に反して採られる入院形態であり、本件においても診断した指定医及び陳述者と異議申立人との間で、記載内容についての認識は一致していない。

そのため、これを開示すると、診察を行った指定医、診断にあたり必要な情報を提供した陳述者及び陳述内容の関係者と異議申立人との間で、無用な争いが生じることが予想される。

以上から、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、開示することにより異議申立人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 指定医の署名及び印影

指定医の署名及び印影は、個人に関する情報であって、開示することによって個人を特定することができる。

医療保護入院自体が本人の意に反して採られる入院形態であることから、これを開示すると、診断した指定医と異議申立人との間に無用の争いが生じることが予想される。

(2) 条例第14条第4号該当性について

病院管理者の印影は、一般に公にされているものとはいえ、これを開示すると、押印した者の意に反して使用されるおそれが否定できず、当該医療機関に不利益を与えるおそれがある。

(3) 条例第14条第6号該当性について

医療保護入院は、本人に病気の認識や自覚症状がない場合、仮に認識があっても入院治療の必要性までは感じない場合において、本人の意に反して採られる入院形態であり、本件においても「病名」欄等の記載内容は、診断した指定医と異議申立人との間で、認識は一致していない。

本号に該当するとして非開示とした情報は、医療保護入院の要否を判断する上で極めて重要なものであり、正確かつ詳細な記載が求められるところであるが、これを開示すると、今後、指定医の記載する内容が形骸化、簡略化されることが懸念されるなど、当該個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「評価等」という。）又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがある。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、非開示部分について知る権利が奪われている等主張しているが、本件処分は、上記のとおり、条例の非開示理由に照らして判断したものであり、妥当である。

第5 審査会の判断

異議申立人は、なぜ医療保護入院させられたのかわからず、家族からの説明もないため、本件開示請求に至った旨述べている。

しかし、審査会は、条例によりその権限に属させられた事項を所掌することとされており（条例第28条第1項）、本件処分に不服があるとして提起された本件異議申立ての審査においては、本件処分において非開示とされた情報が、条例第14条各号の非開示事由に該当するかどうかについて、審査することとなるものであるから、この点を踏まえ、次のとおり判断する。

1 本件個人情報について

(1) 医療保護入院について

医療保護入院は、家族等の同意と指定医の診察を要件として、本人の同意を得ることなく精神科病院に入院させる制度である。

また、医療保護入院に係る患者の症状等を知事に報告させ、精神医療審査会における審査を通して、当該医療保護入院の適正さを担保しようとする仕組みが設けられている。

(2) 対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記載された公文書として、本件異議申立人に係る「医療保護入院者の入院届」を特定した。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記1(2)の対象公文書に記載された情報のうち、陳述者の氏名及び続柄、指定医の氏名及び印影、病院管理者の印影並びに「病名」欄、「生活歴及び現病歴」欄、「現在の精神症状」欄、「その他の重要な症状」欄、「問題行動等」欄、「現在の状態像」欄及び「医療保護入院の必要性」欄に記載された情報が、条例第14条の非開示事由（第2号、第4号又は第6号）に該当するとして本件処分を行ったことから、実施機関が処分理由として摘示する同条各号に則して、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 開示請求者以外の個人情報（条例第14条第2号）について

ア 条例第14条第2号の趣旨

条例第14条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利を害するおそれがあるもの」を非

開示情報と規定している。

同号の趣旨は、開示請求者以外の個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非開示とすることを定めたものである。

また、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別されない情報であって、開示することにより、人格的・財産的な権利利益等の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、カルテ、反省文及び未発表の著作物などがこれに該当する。

これらは、内容によっては、個人の人格と密接に関連し、開示した場合には財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、仮に特定の個人が識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第2号該当性

(ア) 「生活歴及び現病歴」欄

「生活歴及び現病歴」欄には、異議申立人以外の第三者である陳述者の氏名、続柄及び陳述内容が記載されている。

陳述者の氏名及び続柄は、異議申立人以外の特定の個人に係る氏名及び続柄であり、異議申立人以外の特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

また、陳述内容については、個人の主観を交えた内容であることから、開示することにより、異議申立人と指定医や陳述者との認識の不一致などから無用な争いが生じるなど異議申立人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であると認められる。

したがって、「生活歴及び現病歴」欄に記載された陳述者の氏名、続柄及び陳述内容は、条例第14条第2号に該当する。

(イ) 指定医の氏名及び印影

「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄には、指定医氏名が記載され、「保護者の同意により入院した年月日」欄には、指定医の訂正印が押されている。

医療保護入院が本人の意思に反して行われるものである以上、異議申立人の入院等に際して治療の必要性を認めた指定医の氏名等を開示することにより、当該指定医に対する不信任や遺恨などから、その記載内容の真偽や詳細を確かめようとするために無用な争いが生じるなど、当該指定医の正当な利益が損なわれるおそれがある。

したがって、指定医の氏名及び印影は、条例第14条第2号に該当すると認められる。

(2) 事業活動情報（条例第14条第4号）について

ア 条例第14条第4号の趣旨

本号は、事業者の事業活動情報を含む個人情報を開示することによって当該事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる場合は、これを開示しないことを定めたものである。

イ 条例第14条第4号の該当性

入院届に押印された印影は、病院管理者のものである。

これは、一般に公にされていない当該医療機関の重要な内部管理に属する情報である。

これを開示することにより、病院管理者の意に反して利用されるなど当該医療機関に不利益を与えるおそれがあり、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

したがって、病院管理者の印影は、条例第14条第4号に該当すると認められる。

(3) 評価等情報（条例第14条第6号）について

ア 条例第14条第6号の趣旨

条例第14条第6号は、「個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、本人に開示することにより、個人の評価等の基準等が明らかになり、当該評価等や将来の同種の評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第6号該当性

本号に該当するとして非開示とされた情報は、入院届のうち、「病名」欄、「生活歴及び現病歴」欄、「現在の精神症状」欄、「その他の重要な症状」欄、「問題行動等」欄、「現在の状態像」欄及び「医療保護入院の必要性」欄に記載された情報である。

これらの情報は、入院の際に、医療保護入院が適当かどうかを判断する上で、異議申立人の症状、健康状態等について、精神医学的な見地から指定医が行った診断及び判定に必要となる情報を関係人から聴取した記録並びに診断及び判定の内容そのものの記録であって、本号前段にいう個人の評価等に関する情報に該当するものである。

実施機関の説明によれば、これらの情報は、医療保護入院の要否を判断する上で、極めて重要なものであり、正確かつ詳細な記載が求められるものであるが、医療保護入院は、本人に病気の認識や自覚症状がない場合、仮に認識があっても入院治療の必要性までは感じない場合において、本人の意に反して採られる入院形態であり、本件においても「病名」欄等の記載内容は、診断した指定医と異議申立人との間で、認識は一致していないというものである。

このような状況において、実施機関が条例第14条第6号に該当するとして非開示とした各情報を開示した場合、診療記録の記載内容が消極化、

簡略化し、正確に記録されなくなったりするおそれがある。また、その結果、適正さを担保するための精神医療審査会が、簡略化された記録に基づき審査することとなるなど、今後の異議申立人の評価等又は将来の同種の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第14条第6号に該当すると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件処分で非開示とされた情報は、条例第14条第2号、第4号又は第6号の非開示事由に該当すると認められる。

なお、異議申立人は、医療保護入院措置を採られたことや、一連の自身に対する周囲の対応への不満についても述べているところである。

しかし、審査会は、これらの点について判断するものではなく、あくまで、条例によりその権限に属させられた事項を所掌することとされているから、本件処分において非開示とされた情報が条例第14条各号の非開示事由に該当するかどうかについて、審査・判断したものである。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成27年11月18日	諮問庁から諮問を受けた。
平成28年2月25日	諮問庁から部分開示決定理由説明書を受領した。
平成28年2月26日	異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付した。
平成28年4月10日	異議申立人から意見書を受領した。
平成28年4月11日	諮問庁に意見書を送付した。
平成28年5月30日	異議申立人から意見書追加を受領した。
平成28年5月31日	諮問庁に意見書追加を送付した。
平成28年7月27日	異議申立人から異議申立てについてを受領した。
平成28年7月28日	諮問庁に異議申立てについてを送付した。
平成28年8月4日 (第74回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成28年9月8日 (第75回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成28年11月18日 (第77回審査会)	諮問事案の審議を行った。 異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述を行った。
平成28年12月16日 (第78回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	H28.9.30まで
	上谷 千津子	岐阜県商工会女性部連合会	H28.9.30まで
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	H28.9.30まで
	川田 智子	行政書士	H28.10.1以降
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	H28.10.1以降
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会副会長	H28.10.1以降

(五十音順)